

*自分で選んで、自分で決めることを大切にします。
今までは、障害のある方が施設やホームヘルプサービスなどの福祉サービスを利用する場合、行政（県・市町村）がサービス内容を決定していました。これを「措置制度」と言います。

平成15年4月からは、障害のある方が利用する施設やサービス内容を、障害のある方自身で選ぶことができるようになりました。この制度は、福祉サービスの利用料を行政が支援す

	身体障害者 福 祉 法	知的障害者 福 祉 法	児童福祉法 (障害児関係のみ)
施 設 サ ー ビ ス	更正施設	更正施設	児童福祉法 (障害児関係のみ)
	療護施設	授産施設（注1）	
	授産施設（注1）	国立コロニー	
居 宅 サ ー ビ ス	ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービス
	ティサービス	ティサービス	ティサービス
	ショートステイ	ショートステイ	ショートステイ

(注1) 授産施設のうち、小規模（常時の利用者が20人以下）は対象外。
※ これ以外のサービス（日常生活用具の給付、補装具の交付、更生医療の給付等）は、支援費制度には移行しません。

必要なサービス等が決定したら、所定の申請書に必要事項を記入し、本人及び扶養義務者の収入・課税状況が把握できる資料（負担額決定のため）を添付して役場窓口で申請を行ってください。

申請内容や聞き取り内容に基づき、障害の状況や利用の意向、生活環境等を勘案して支援費の支給・利用者負担額を決定し、利用者に受給者証を

○現在施設に入所されている方は…

※ 詳しくは、
役場福祉保健課介護福祉係
(☎ 82-5725)まで、
お問い合わせくだ
さい。



支 援 費 制 度 が 始 ま り ま す

新しい福祉制度「支援費制度」です。

○支援費制度に移行する
サービス

支援制度の対象となるサービスは、大きく分けて①施設サービスと②居宅サービスに分けられます。

○サービスを利用するには
支援費制度でサービスを利用するには、市町村における支給決定、及びそれをもとにして指定業者・施設との契約を結ぶ必要があります。

③利用申込・契約
受給者証を指定事業者
施設に提示して、サービス
利用に関する契約を結んで
ください。

④サービスの利用
契約内容に基づいて、サー
ビスを利用していくこと。

⑤利用者負担額の支払
利用者負担額を指定事業
者・施設が支払ってください。
支援費については、指定事
業者・施設が利用者に代わ
て村に請求し、利用者に代
わって受領します。その内
容は、利用者に通知されます。

支援費制度移行までの
主なスケジュール

- ◆平成14年度
12月まで
支給申請の受け付けが始まります。その後の審査を経て、支給決定がなされます。
- ・1～3月
支給基準・利用者負担が告示されます。
- ◆平成15年度
4月から制度がスタートします。



在宅介護奮闘記

桶曾 由美ムツさん

◎ご主人を介護されて何年になりますか

…（妻）7年前に腰椎の手術をしました。当時は杖について家の周りを散歩できたのですが、その後に具合が悪くなり、再度入院し、5ヶ月間眠り続けていました。それが、ある日突然に気がついて本人もびっくりしたでしょうが、家族みんなもすごくびっくりしました。今になっては笑い話ですが、「頭の中がどうなっているのだろうか」とつぶやいていましたが、ボケもなく良かったです。

5ヶ月寝たきりでしたから、足も手も拘縮ぎみでした。伸ばすのをとても痛がりましたが、がまんしてリハビリをして退院してきました。

◎現在どんなサービスを利用されていますか。

…（本人）週2回デイサービスを利用しています。デイサービスができた時から利用しています。デイサービスの利用者といろんな話をしたり、ゲームをしたりと退屈しません。今年は、老人クラブの芸能大会と同じ日の利用日だったので、連れて行ってもらい楽しんできました。



10月1日より老人保健法が改正になります。医療受給者証が新しくなりました。

受給者証に医療費の負担割合が示されている点が、古い受給者証との違いです。受給者証を提示しないと、病院の窓口で負担割合が確認できません。

病院にかかる時には、医療受給者証を必ず窓口へ提示してください。

病院にかかる時は、 老人保健医療受給者証